

知っておきたい
定義とルール



自転車はルールを



自転車の通行するところ

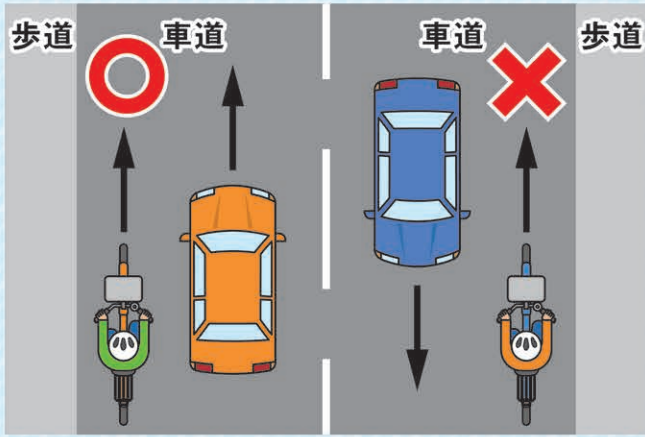
重要! 自転車は「車道の左端」に寄って通行する!

車道通行

[道路交通法第17条第1項抜粋]

自転車は歩車道の区別のある道路では、
車道を通行しなければならない。

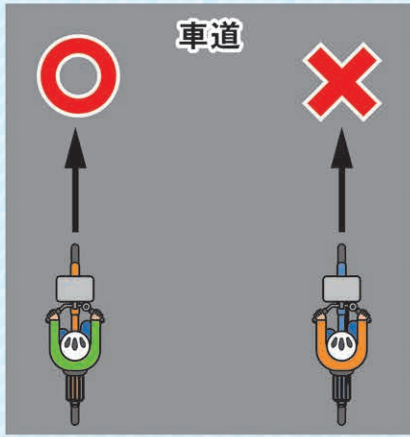
(ただし、道路外の施設や場所に入出入りするため、やむを得ず
歩道または路側帯を横断する時は、この限りではない。)



左側通行

[道路交通法第17条第4項、第18条第1項抜粋]

自転車は、道路(車道)の中央から左側部分
の左側端によって通行しなければならない。



右側通行は「逆走」で
危険な違反です!



自転車の歩道通行

普通自転車の歩道通行

[道路交通法第63条の4第1項]

例外規定

普通自転車は、次の場合には歩道を通行できる。

① 歩道通行可の標 識・標示がある 場合	 道路標識	 道路標示
② 13歳未満の子ど もや70歳以上の 高齢者、身体障 がい者が運転す る場合	 13歳未満の子ども	 70歳以上の高齢者
③ 車道または交通 の状況に照らし 通行の安全を確 保するためやむ を得ない場合	 道路工事や駐車車両が多い等の理由で 車道通行が困難な場合など	



歩道通行の方法

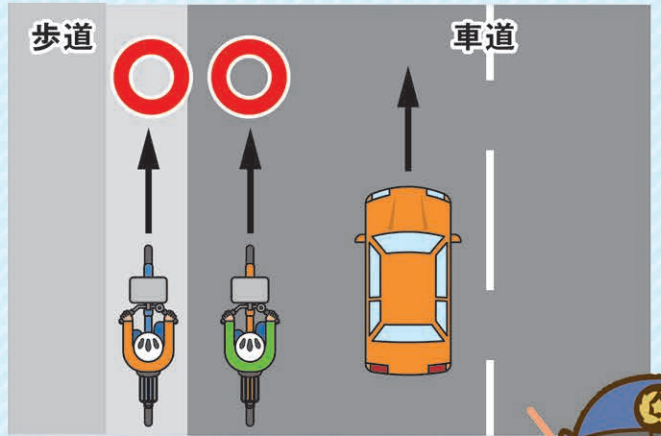
歩道通行の方法

[道路交通法第63条の4第2項]

歩道を通行するときは、次の事項を守らなければならない。

重要! 歩道は歩行者優先!!

- ① 歩道の中央から車道寄りの部分を徐行しなければなりません。
(歩行者の有無にかかわらず)
- ② 歩行者の通行を妨げることとなるときは、一時停止しなければ
なりません。



歩道で他の自転車と行き違う時は速度
を、落としながら安全な間隔を保ち、歩
行者に十分注意して、対向する自転車を
右に見ながらよけるようにしましょう。
(交通の方法に関する教則)

